

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 65 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 64 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

栃木国民年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

市役所から国民年金への加入を勧める通知が来たので、母親が加入手続きを行い、申立期間の保険料は 12 か月分ぐらいをまとめて支払ったと聞いているので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市から国民年金への加入を勧める通知が来たため、母親が加入手続きを行い、申立期間の保険料をまとめて納付した。」と申し立てているところ、市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人に係る加入手続きは昭和 53 年 5 月に行われたことが確認でき、申立期間の保険料は過年度となるが、市では、「申立期間当時、20 歳到達者に対して加入勧奨を行っていた。加入手続き時点で、保険料納付の時効が成立していない期間については、説明の上、過年度保険料の納付書を作成していた。」としていることから、申立内容に不自然さはうかがえない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、オンライン記録によると、申立人に係る加入手続きと同時に国民年金に任意加入し、付加保険料も納付している上、前納制度を積極的に利用しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 1 回かつ 11 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から同年10月1日まで
② 平成13年2月1日から同年6月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録と給与明細書の保険料控除額が合わないことが分かった。当該期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書の写しから、申立期間①について、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書の写しから、平成9年12月分の給与より、等級誤りによって計算された同年4月から同年12月までの

給料（基本給）、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当に係る過分の給与の差額を控除していることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び当該過分を控除した報酬月額から、申立期間①のうち、平成9年7月から同年9月までについて24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成9年4月から同年6月までの標準報酬月額については、過分を控除した報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、記録訂正する必要は認められない。

2 申立人が所持する給与明細書の写しから、申立期間②について、28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業所が提出した申立人の平成13年分給与台帳の写しから、同年6月分の給与より厚生年金保険料が返金されていることが確認でき、この返金額は申立期間②に係る標準報酬月額を24万円とした場合における厚生年金保険料控除額との差額に一致する。

また、事業所が提出した申立人の平成13年分の所得税源泉徴収簿及び市が提出した課税資料における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う各月の社会保険料控除額の合計金額と一致している。

このことから、事業主は申立期間②について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成9年5月から同年9月までは50万円、同年10月から11年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年4月1日まで
申立期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かったが、平成11年度市民税課税明細書によると、当該記録以上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年5月から同年9月までは50万円、同年10月から11年3月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日以降の同年5月18日付けで、遡^{てきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか二人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年については、11年度の市民税・県民税課税明細書の社会保険料控除額により、当該訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除があったことが推認できる。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、元取締役及び元同僚は、「申立人は、設計や現場の業務を行っており、経理等経営には関与していない。給与計算や社会保険事務は事業主が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡^{てきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

加えて、当該取締役は、「当該事業所の倒産時、多額の未払金があり連帯保証人であったため支払ったことや請負従業員への給与の未払いがあったこと

などから、申立期間当時、社会保険料の滞納があったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年5月から同年9月までは50万円、同年10月から11年3月までは47万円に訂正することが必要である。

栃木厚生年金 事案 1221～1281（別紙一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別紙一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年8月4日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された夏期賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したとしているが、当該事業所で保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 納付記録の訂正が必要な期間 | 標準賞与額 |
|------|--------|----|----|----------|---------------|-----------|
| 1221 | | | 女 | 昭和 33 年生 | 平成18年8月4日 | 29万7,000円 |
| 1222 | | | 女 | 昭和 25 年生 | 平成18年8月4日 | 31万6,000円 |
| 1223 | | | 女 | 昭和 38 年生 | 平成18年8月4日 | 29万7,000円 |
| 1224 | | | 女 | 昭和 32 年生 | 平成18年8月4日 | 26万3,000円 |
| 1225 | | | 女 | 昭和 27 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |
| 1226 | | | 女 | 昭和 53 年生 | 平成18年8月4日 | 19万円 |
| 1227 | | | 女 | 昭和 50 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |
| 1228 | | | 女 | 昭和 41 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |
| 1229 | | | 女 | 昭和 51 年生 | 平成18年8月4日 | 16万5,000円 |
| 1230 | | | 女 | 昭和 34 年生 | 平成18年8月4日 | 9万7,000円 |
| 1231 | | | 女 | 昭和 51 年生 | 平成18年8月4日 | 20万4,000円 |
| 1232 | | | 女 | 昭和 19 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |
| 1233 | | | 女 | 昭和 32 年生 | 平成18年8月4日 | 15万6,000円 |
| 1234 | | | 女 | 昭和 34 年生 | 平成18年8月4日 | 18万5,000円 |
| 1235 | | | 女 | 昭和 42 年生 | 平成18年8月4日 | 18万5,000円 |
| 1236 | | | 女 | 昭和 58 年生 | 平成18年8月4日 | 14万6,000円 |
| 1237 | | | 女 | 昭和 56 年生 | 平成18年8月4日 | 9万2,000円 |
| 1238 | | | 男 | 昭和 17 年生 | 平成18年8月4日 | 15万6,000円 |
| 1239 | | | 女 | 昭和 31 年生 | 平成18年8月4日 | 14万1,000円 |
| 1240 | | | 女 | 昭和 30 年生 | 平成18年8月4日 | 14万1,000円 |
| 1241 | | | 女 | 昭和 51 年生 | 平成18年8月4日 | 9万7,000円 |
| 1242 | | | 女 | 昭和 40 年生 | 平成18年8月4日 | 7万8,000円 |
| 1243 | | | 女 | 昭和 24 年生 | 平成18年8月4日 | 14万1,000円 |
| 1244 | | | 女 | 昭和 42 年生 | 平成18年8月4日 | 21万4,000円 |
| 1245 | | | 女 | 昭和 29 年生 | 平成18年8月4日 | 12万6,000円 |
| 1246 | | | 女 | 昭和 29 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |
| 1247 | | | 女 | 昭和 58 年生 | 平成18年8月4日 | 6万8,000円 |
| 1248 | | | 女 | 昭和 20 年生 | 平成18年8月4日 | 7万8,000円 |
| 1249 | | | 女 | 昭和 28 年生 | 平成18年8月4日 | 9万7,000円 |
| 1250 | | | 男 | 昭和 25 年生 | 平成18年8月4日 | 9万2,000円 |
| 1251 | | | 女 | 昭和 53 年生 | 平成18年8月4日 | 13万6,000円 |
| 1252 | | | 女 | 昭和 51 年生 | 平成18年8月4日 | 7万3,000円 |
| 1253 | | | 男 | 昭和 53 年生 | 平成18年8月4日 | 8万2,000円 |
| 1254 | | | 女 | 昭和 57 年生 | 平成18年8月4日 | 12万6,000円 |
| 1255 | | | 女 | 昭和 44 年生 | 平成18年8月4日 | 6万8,000円 |
| 1256 | | | 女 | 昭和 55 年生 | 平成18年8月4日 | 4万8,000円 |
| 1257 | | | 女 | 昭和 30 年生 | 平成18年8月4日 | 5万8,000円 |
| 1258 | | | 女 | 昭和 36 年生 | 平成18年8月4日 | 4万8,000円 |
| 1259 | | | 女 | 昭和 55 年生 | 平成18年8月4日 | 19万円 |
| 1260 | | | 女 | 昭和 42 年生 | 平成18年8月4日 | 19万5,000円 |
| 1261 | | | 女 | 昭和 52 年生 | 平成18年8月4日 | 17万5,000円 |

| | | | | | | |
|------|--|--|---|-----------|-----------|-----------|
| 1262 | | | 女 | 昭和 27 年 生 | 平成18年8月4日 | 7万8,000円 |
| 1263 | | | 女 | 昭和 49 年 生 | 平成18年8月4日 | 11万7,000円 |
| 1264 | | | 女 | 昭和 21 年 生 | 平成18年8月4日 | 15万6,000円 |
| 1265 | | | 女 | 昭和 55 年 生 | 平成18年8月4日 | 13万6,000円 |
| 1266 | | | 女 | 昭和 54 年 生 | 平成18年8月4日 | 8万7,000円 |
| 1267 | | | 女 | 昭和 55 年 生 | 平成18年8月4日 | 19万5,000円 |
| 1268 | | | 女 | 昭和 28 年 生 | 平成18年8月4日 | 14万6,000円 |
| 1269 | | | 女 | 昭和 40 年 生 | 平成18年8月4日 | 4万8,000円 |
| 1270 | | | 女 | 昭和 58 年 生 | 平成18年8月4日 | 10万7,000円 |
| 1271 | | | 女 | 昭和 56 年 生 | 平成18年8月4日 | 12万6,000円 |
| 1272 | | | 女 | 昭和 55 年 生 | 平成18年8月4日 | 8万7,000円 |
| 1273 | | | 男 | 昭和 56 年 生 | 平成18年8月4日 | 9万2,000円 |
| 1274 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | 平成18年8月4日 | 6万8,000円 |
| 1275 | | | 女 | 昭和 24 年 生 | 平成18年8月4日 | 9万7,000円 |
| 1276 | | | 女 | 昭和 21 年 生 | 平成18年8月4日 | 9万7,000円 |
| 1277 | | | 女 | 昭和 56 年 生 | 平成18年8月4日 | 7万3,000円 |
| 1278 | | | 男 | 昭和 58 年 生 | 平成18年8月4日 | 8万2,000円 |
| 1279 | | | 女 | 昭和 62 年 生 | 平成18年8月4日 | 7万8,000円 |
| 1280 | | | 男 | 昭和 49 年 生 | 平成18年8月4日 | 12万6,000円 |
| 1281 | | | 女 | 昭和 56 年 生 | 平成18年8月4日 | 8万2,000円 |

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成2年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月16日から同年8月16日まで
ねんきん定期便が届いて年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）の資格喪失年月日が平成2年7月16日となっていた。厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）から届いた年金支給義務承継通知によると、厚生年金基金加入期間は同年8月16日までとなっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳、健康保険組合が保管する被保険者台帳及びB社が保管する給与台帳から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成2年7月16日となっているが、上述の厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人の厚生年金基金及び健康保険資格喪失日は同年8月16日となっている上、当該事業所は、申立期間当時の資格喪失届は複写式の届出用紙であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について平成2年8月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成2年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から61年3月まで
会社を退職した昭和54年12月に、国民健康保険の手続のために市役所の出張所に出向いた際、職員に案内され国民年金の加入手続を行った。保険料については、当時、母親が組合長を務めていた国民年金の納付組合を通じて、元妻と一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を、母親が組合長を務めていた納付組合を通じて、元妻と一緒に納付していたと主張しているが、その母親及び元妻から聴取しても、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年2月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金加入時、年度途中のため納付組合に入れないと市の職員から聞いたので、その年度の保険料については、まとめて納付した記憶があるとしており、オンライン記録によると、昭和61年度の保険料は62年2月28日及び同年3月2日にまとめて納付されている上、同年4月以降、申立人及び元妻の保険料の納付日はすべて同一日となっていることから、申立人の加入手続及び保険料納付に係る記憶は、同年2月以降のものであると考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 52 年 5 月まで
20 歳当時は学生であり、大学卒業後、昭和 52 年まで無給の研修扱いであった。その間、両親が国民年金の手続を行い、保険料は両親の保険料と合算して納付していたと生前、両親から聞いていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入及び保険料納付に係る手続に関与しておらず、当該手続を行ったとする両親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、両親が国民年金の手続を行ったとする A 町（現在は、B 市）にも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立人が申立期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月から17年2月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から17年2月まで

申立期間当時、私は大学生で、一人暮らしをしていたが、20歳になったときに、区役所から年金手帳と国民年金保険料納付書が送付され、その後もなく学生納付特例の申請をした記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、申立期間に係る学生納付特例の申請を行った時期については記憶があいまいであるとともに、オンライン記録によると、平成17年4月に、申立期間の直後である同年3月、及び同年4月から18年3月までの期間について学生納付特例を申請した記録が確認でき、学生納付特例は年度ごとに申請する必要がある上、当時の制度では、申請した月の前月より前にさかのぼって承認を受けることはできなかったことから、申立人が17年4月に初めて学生納付特例の申請を行った際、申立期間に係る申請はできなかったと考えられる。

また、オンライン記録の納付督促事跡によると、平成18年8月、同年12月及び19年3月に電話によって納付督促が行われており、この時点で申立期間が未納として扱われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月 26 日から 54 年 3 月 1 日まで
② 昭和 55 年 6 月 15 日から 58 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 8 月 16 日まで
④ 昭和 61 年 8 月 16 日から平成元年 10 月 15 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、複数の期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。いずれも厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人に係るA社の厚生年金保険の被保険者期間は昭和 54 年 3 月 1 日から 55 年 6 月 15 日までとなっているところ、当該事業所では、「申立人が勤務した当社B支店は、昭和 53 年 12 月に開業しており、また、申立人の元上司によると、当社同支店における申立人の勤務期間は、54 年 3 月ごろから 55 年 6 月ごろまでである。」としており、申立人が当該期間について当該事業所に勤務していた旨の証言を得ることはできない。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①のうち昭和 52 年 11 月から 54 年 2 月までの期間及び申立期間②のうち 57 年 7 月から 58 年 7 月までの期間について、国民年金に任意加入した上で、保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③について、二人の元同僚は、「申立人が昭和 58 年 8 月ごろから 61 年 8 月ごろまで C 社に勤務していたことは記憶している。」と証言していることから、申立人が当該期間について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間について当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、元同僚は、「C 社は、昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 4 月以降の期間について、申立人はアルバイトに近い雇用形態で勤務していたと記憶している。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は当該期間について、国民年金に任意加入した上で、保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④について、D 社が保管する人事記録及び給与台帳により、申立人は当該期間について当該事業所に勤務していたものの、パートタイマーとして雇用されており、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は当該期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 18 日から同年 4 月 1 日まで
A 社に入社したのは、平成 8 年 3 月 18 日であるが、オンライン記録では同年 4 月 1 日になっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも平成 8 年 4 月 1 日となっている。

また、A社の事業主は、給与支払は毎月 15 日締め、25 日支払で、厚生年金保険料の控除方法は当月控除であると回答しており、申立人が所持する給与明細書からも保険料が当月控除であることが確認でき、申立人が当該事業所に入社後最初に支給された平成 8 年 4 月の給与からは、当月分のみの保険料額が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から50年4月まで

A社に2年2か月勤めたのに厚生年金保険の記録が2か月しかないのは納得できないので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚の証言から、勤務期間の特定まではできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が加盟しているB健康保険組合が保管する被保険者台帳によると、申立人は、昭和48年3月13日に被保険者資格を取得し、同年5月16日に被保険者資格を喪失し、喪失後の同年6月1日に健康保険証を返納していることが確認できる上、これらの資格取得日及び喪失日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、A社は、「申立てどおりの資格の取得及び喪失の届出がなされたかは不明。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 18 日から 34 年 4 月 2 日まで
年金の記録では、昭和 34 年 4 月 2 日に A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになるが、33 年 8 月 18 日から当該事業所で働き始めたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の「A 事業所の事業主とは親戚関係であり、親から言われて昭和 33 年 8 月の盆明けから働いた。」とする具体的な供述から、申立人が当該期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険の資格取得日（昭和 34 年 4 月 2 日）の記録とオンライン記録は一致している上、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、当該事業所は、平成 7 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その事業主は既に他界している上、当時の事務担当者との連絡が取れないため、厚生年金保険の加入、保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から55年7月17日まで
② 昭和55年7月21日から62年10月21日まで

ねんきん定期便で確認したところ、申立期間①及び②について、記録されている標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しており、社会保険事務所（当時）が記録を入力する際に等級表を見誤ったものと考えられる。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録はいずれも遡及して訂正された形跡が無く、不自然さは見受けられない。

また、オンライン記録により、当該期間当時の当該事業所における他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、または下がっているとは認められない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当該期間当時の事業主は、「会社は解散しているため資料は残っておらず、当時の経理担当者は既に亡くなっているため確認できない。」としており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人のB社本社、同社C支社及び同社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録はいずれも遡及して訂正された形跡が無く、不自然さは見受けられない。

また、オンライン記録により、当該期間当時の当該事業所における他の厚

生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、または下がっているとは認められない。

さらに、当該事業所は、「当時の資料は、年数が経過しているため残っていない。」としており、元同僚は、「私も入社後の1年間は給与額より低い標準報酬月額の記録になっている。しかし、給与から控除されていた保険料はその記録を基に計算されて保険料だったと思う。」としている。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。